

第16回富山地域合併協議会

開催日時 平成16年7月29日(木)
午後2時から

開催場所 富山国際会議場 2階 多目的会議室

【会議概要】

○会長あいさつ 森 富山市長

○八尾町の現状についての説明 吉村 八尾町長

○議 事

●正式協議事項

議案第60号 協定項目 2 合併の期日について

議案第61号 協定項目 9 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

議案第62号 協定項目10 地方税の取扱いについて

議案第63号 協定項目12 組織及び機構の取扱いについて

議案第64号 協定項目17 町・字名の取扱いについて

議案第65号 協定項目22 地域審議会について

議案第66号 協定項目21-4 市民生活関係事業の取扱いについて

議案第59号 協定項目24 新市建設計画について

●そ の 他

【出席委員】

役 職 名	氏 名	備 考
富 山 市 長	森 雅志	会 長
大 沢 野 町 長	中 齊 忠雄	副会長・会長職務代理者
大 山 町 長	清 水 忠夫	副会長
八 尾 町 長	吉 村 栄二	副会長
婦 中 町 長	大 島 外夫	副会長
山 田 村 長	山 崎 吉一	副会長
細 入 村 長	野 尻 昭一	副会長
富 山 市 助 役	石 田 淳	
大 沢 野 町 助 役	新 畑 彬	

大山町助役	正橋 寛	
八尾町助役	今川 隆司	
婦中町助役	水和 恒久	
山田村収入役	関 和夫	
細入村収入役	高田 敏成	
富山市議会議長	高見 隆夫	
大沢野町議会議長	伊東 慶喜	
大山町議会議長	大田 清夫	
婦中町議会議長	柞山 数男	
山田村議会議長	村上 伸治	
細入村議会議長	堀 勇一	
富山市議会市町村合併対策特別委員会委員長	五本 幸正	
大沢野町議会市町村合併対策特別委員会委員長	村上 太三	
大山町議会市町村合併特別委員会委員長	畔田 武雄	
八尾町議会市町村合併特別委員会委員長	江本 茂雄	
婦中町議会市町村合併問題特別委員会委員長	藤澤 隆	
山田村議会市町村合併対策特別委員会委員長	山田 尚忠	
細入村議会市町村合併特別委員会委員長	本多 憲昭	
富山市自治振興会連絡協議会	亀谷 義光	
富山市女性団体等連絡協議会会長	大泉美登子	
大沢野町自治会連合会代表	上口 勇三	
大沢野町老人クラブ連合会女性代表	林 美津子	
大山町自治振興会連合会	岡本 武勇	
大山町なごみの会会長	池田 薫	
八尾町フォーレスト八尾会代表	林 のぶ子	
婦中町老人クラブ連合会会長	杉林 好信	
婦中町ボランティア連絡協議会会長	吉田美紀子	
山田村自治振興会代表	小西 源清	
山田村農業協同組合代表理事組合長	名徳 隆弘	
細入村総合計画審議会委員	圓山 達行	
細入村地域づくり団体代表	水井 君枝	
婦負森林組合代表理事組合長	北山 虎雄	
富山県商工会議所女性会連合会会長	高沢 規子	
(社)日本青年会議所常任理事	林 不二男	
富山県労働者福祉事業協会理事長	三辺 進	
早稲田大学教授・富山県都市計画マスタープラン検討委員会委員長	宮口 侗迪	
富山商工会議所会頭	八嶋 健三	
富山県経営企画部市町村課長	黒野 嘉之	

欠席委員：3人

【傍 聴】

報道関係：11社（19人） 一 般：38人

第16回富山地域合併協議会

事務局長

富山地域合併協議会を開催させていただきます。開催にあたり、森会長からご挨拶を申し上げます。

森 会長

皆さん、こんにちは。相変わらず大変暑い日が続いております。今日も 32～3℃はあるのではないかと思います。そのような中、本日の第 16 回富山地域合併協議会にご出席をいただきまして、冒頭お礼を申し上げる次第でございます。今も暑いと申し上げましたが、暑いだけに冷房の部屋に居ることも多く、かえって体調を崩すこともございます。夏風邪は、なかなか治らないと聞いておりますが、お互いに気を付けて暑さを乗り切っていきたいと思っております。

他方、先般来、新潟、福井におきまして、大きな雨水災害が発生致しました。災害ボランティアとして行って来た市の職員などの話を聞きましても、我々が想像しているよりずっと大変な惨状のようでございます。外からはそれほど家屋に被害が無いように見えても、「縁の下に入った土砂をどうやって出すんだ」というような、解決が難しい問題が沢山あるようです。

富山市と致しましても、例えば最終的に起きてくるであろうゴミ処理の問題、或いはまた浄化槽の清掃など、それらも含めた態勢をとっているところでございますが、各県の災害対策本部からお話があり次第、お手伝いしていきたいと思っております。

また、私どもだけではなく、本日ご出席の皆様や構成団体におかれましても、色々とお取り組みいただいているのであらうと思っております。ボランティアに駆けつけられた方、今も行っていらっしゃる方々に、改めて感謝申し上げます。また、災害に遭われた方に対してお見舞い申し上げます。

先般の日曜日には、富山市においても大きな雨が降りました。気象台の発表では時間雨量 51mm でしたが、婦中町の助役さんとお話したら、「いや、とんでもない。もっと大きかったんだ。」ということでございました。従って、統計をとっております気象台の公式な発表と局地的に降っている所とでは、やはり差があるのだらうと思っております。雨水排水の整備をしました時には予想していない量の雨が、局地的に、ゲリラ的に降るとというのが、最近の特徴でございます。被害に遭われた方には大変心苦しく思いますが、これからもしっかりと整備をしていかなければならない。防災治水対策はいかに大切な行政課題であるかということ、改めて思い知らされた思いでございます。それだけに、この合併協議にあたりましても、従前より「川上から川下までが一体となった取り組みをしていく環境をつくるのが、大変大切だ」と申し上げてまいったところでございますが、このような治水対策になりますと、一層その思いを強くするところでございます。

さて、今回は第 16 回の協議会を迎えたわけでございますけれども、思い起こしますと、昨年 4 月から約 1 年半に亘り、委員の皆様には大変ご苦勞をいただきました。また、幹事会、専門部会等々各種会議に汗をかいていただいた皆さんにも、大変ご苦勞だったと思っております。

お陰さまで、協定項目、各種事務事業の調整等、着々と協議が終わっております。今日、先月ご提起申し上げたものをご決議いただければ、予定しておりました全ての協議が相整います。改めてお礼を申し上げます。

もちろん、それぞれの市町村には、それぞれの独自の文化や歴史があります。また、それぞれの思いや先人の営み、それらの延長線上に今日の繁栄があるわけでございます。そういう意味では、長い歴史を考えますと、私達一人ひとりが、昨年 4 月以来携わってまいりましたこの作業は、大変重要で、且つ意義深いものであったと思うわけでございます。

各市町村におかれましては、それぞれのお立場によって、色々なご意見、見方があると受け止めております。ここへ来て、色々な考え方について報道がなされております。しかし、本協議会と致しましては、それぞれの団体での動きについて、正式にご連絡をいただいているわけではございませんので、本日の協議会におきましては、粛々と作業を進めさせていただき、スケジュールどおり 8 月末には合併協定書の調印式を予定致しております。

この協議会の設立の際にも申し上げましたが、合併を考えます時には、決して目の前の利益、或いは目の前の結果のみに目を奪われることがあってはならないと思っております。30 年、50 年先にも十分耐え得る自治体を、今、我々が汗をかいて作っていくという大切な取り組みであるということ、改めて申し上げさせていただきます。

ご出席の委員の皆様には、先月提起致しました議案につきまして慎重にご審議いただいて適正なご決議をいただくことが、合併にかかる大変大きな山をまた一つ越すことになるということをご理解いただき、忌憚のないご発言をご期待申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。次第でございます。よろしくお願い致します。

事務局

この度、届け出によりまして委員の変更がございます。ご紹介させていただきます。4号委員と致しまして、八尾町議会市町村合併特別委員会委員長 江本茂雄 様でございます。

江本委員

新任の挨拶をさせていただきます。杉山特別委員長の突然の辞任に伴いまして、私が、新たに八尾町の特別委員会の委員長を仰せつかりました。今日は、第16回の協議会ということで、来月末にはもう調印というところまで来ていますが、八尾町に関しては、大変迷惑と心配と、或いは関心を持っていただいていると思います。八尾町では、8月8日の投票が決定しているわけでございますので、今は何も言いませんが、とにかく、しばらく静観して欲しいというのが私の本音でございますので、どうかよろしくお願い致します。

事務局

江本委員には、今後ともよろしくお願い致します。それでは議事に入らせていただきます。

森 議長

本日の次第には、各議案が示されております。もちろんその議案についてご審議をお願いするわけですが、議事に入らせていただきます前に、お許しをいただいて少し発言をさせていただきたいと思っております。

今も新しく委員にご就任になりました江本委員の方からもご披露が一部ございましたけれども、八尾町におかれましては、八尾町長自らのお考えとして、議会に対して「合併をしないで単独で運営をしていかれる」というご表明があったわけでございます。法定協議会の会長を務めさせていただいております立場から申し上げますと、極めて唐突に、且つ残念なご表明であったと受け止めている次第でございます。

昨年の4月以来、本日ご出席の委員の皆様を含めて、大変多くの方にお取り組みいただきながら、一步一步合併に向けての作業を進めてまいっただけに、八尾町の表明されました方向については、誠に当惑しているというのが、実のところでございます。

しかし、八尾町長としてのご発表でございますので、もしお許しをいただければ、是非この場で八尾町長さんから、お考え、或いはまた経緯等についてご説明いただきたいと思いますのでございまして、そのことが、本日ご出席の委員の皆様に対しましても、私の立場からは、責任のある運営になるのではないかと思いますので、吉村町長さんにはご理解いただいて、是非お願い申し上げたいと思っております。

吉村八尾町長

今程会長さんから、私どもの考え方について、先般議会におきましてご説明申し上げたわけですが、そのことに関しまして、少し説明すべきじゃないかといったご意見であったかと思っております。

昨年の4月から、本日で16回目の協議会になるわけですが、協議会に参加するにあたりまして、私どもなり、私どもの議会におきまして、色々協議させていただいたわけですが、特に議会の中におかれましては、「合併協議の最終的な判断は、協議会における合併協議の推移を見て」ということになっていたわけですが、私ども、途中の段階で全く住民説明会等を開いておりませんで、先月の終わりから今月の初めにかけて、初めて住民説明会を開き、協議の内容についてほぼ固まっておりますので説明申し上げ、住民の皆様のご意見を伺ったところでございます。そういったものを踏まえまして、先般17日、19日にかけて、私どもの考え方をお示しし、議会でそのことについて協議いただいたわけでございます。

皆さん既にご存知のとおり、議会におかれましては、賛否が拮抗しておりまして、そのような状態の中で、決して最良の方法とは思っておりませんが、「どうしても住民投票を」といった考え方になったわけですが、住民の皆様からも、40%を超える方々から住民投票を求める署名が出ておりまして、やはり住民投票をすべきじゃないかということで、来月8日に実施させていただくことになっているわけでございます。

どうしてこのようなことになったかということにつきましては、詳細について申し上げるわけにはいかないと考えるのでございますけれども、私どもも精一杯、この合併が町にとってどうであるか、或いは住民の皆様にと

って将来どのようになるのかといったことについて、大変難しい、厳しい選択であったわけでございます。一応私どもとしての結論は出させていただいたわけでございますが、この後、住民投票の結果を踏まえて、議会の皆様と改めて協議をさせていただいて、最終的な判断をさせていただくことにしているわけでございますので、今の時点で八尾町がどうするとかの結論になっているわけではございませんので、そのようにご理解をいただきたいと思っているわけでございます。

いずれに致しましても、大変皆様に心配をおかけしておりまして、その点につきましては心苦しく思っているところでございますが、私どもの事情も十分にご賢察いただきまして、ご了承願いたいと思っているところでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

五本委員

富山の五本でございますが、今、吉村町長さんのお話を聞いて、あらずじは理解したわけでありましてけれども、マスコミ報道等によりますと、合併協離脱とか、見出しが大きく出るものです。私どもは、今日まで7市町村が信頼関係を持ちながら、お互いに理解し合って進めてきたつもりでありますし、協議会或いは分科会におきましては200回以上の会合をしているわけでありまして、その間におきましても、理解し合いながら協議を進めてきたものと思っておりますし、2,038項目につきましても、今日が最後の議案となるところにきたわけでございます。私どもは、ケーブルテレビと新聞報道等だけを見て、頭の中で色々試行錯誤していることではございますが、今お聞きしますと、決してマスコミに出ておりますように、今の時点では、合併協離脱ということではないという具合に受け止めさせていただいて結構なんですか？よろしいですか？

吉村八尾町長

申し上げましたように、最終的な判断は住民投票の結果を踏まえて、議会の皆さんと私どもと改めて協議をするということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

五本委員

どうも有難うございました。私どもも頭の中で色々考えていたわけでありましてけれども、町長さんは住民投票を真摯に受け止めるということでございますので、そう理解させていただきます。今日はここまで来たわけありますので、町長さん、何とか円満に7市町村が速やかに合併を推進していけるように最大の努力をよろしくお願いしたいし、また八尾町の委員長さんにも、心からお願いを申し上げまして、まだまだ思いはあるわけありますけれども、円満に進める立場から、私どものお願いということを要望致しまして、これで質問を終わります。

森 議長

この際ですから、他に発言のある方がいらっしゃったら、よろしいですか。私自身も、組織としての八尾町は、最終的な結論を今後行われる住民投票の結果を踏まえてお決めになると受け止めております。議会において、八尾町は単独でやっていかれるというご表明も一方ではあるわけでございますけれども、最終結論は住民投票の結果でご判断されるということでございますので、今日現在におきましては、先月の法定協議会時点と八尾町のお立場に何の変化もありませんので、委員の皆様にご異論がなければ。

山田委員

山田村の山田でございますが、森会長のご発言、五本委員のご発言、これは私も全く同感でございます。是非そうあって欲しいと思っておりますが、隣の他の団体に口を挟むわけではございませんけれども、実は「平成16年7月17日、各位、八尾町長 吉村栄二、富山地域における合併の是非について」、これは非常に権威のある公文書だと思っておりますが、その中に縷々、幾つかの懸念される事項、或いは危惧される事項というものがあるわけあります。地域の将来像とそれを実現するための施策について、「八尾地域の持つ地理的不利な条件と、他地域にはない自然と歴史、文化面などの豊かな資質・資源を持つ特性について理解が得られるのかという危惧を払拭しきれないものがあります」という文書があるわけあります。

しかし、昨年の4月から今日まで、膨大なエネルギーを費やしまして、14人の専属の法定協議会事務局の皆さん、この方々を1人1日としますと、4千何百人になるんです。もちろん経費は各自自治体が負担をしております。それからこの会合、経費、時間、人の力というもので、膨大なエネルギーを費やして今日までまいって、その過程の中で新市建設計画は、策定委員の皆さんで粛々として進められ、それを我々が審議させていただいた。「いい

でしょう、いい具合になりました」と、八尾の委員の皆さんも全員そのように賛同されて今日まできているわけであり、行政システムの資する評価についても、色々書いてありますが、懸念されるとか、疑わしいとか、危惧されるということでもありますけれども、これは全部新市建設計画、この法定協議会で、過去15回のこの会議の席上で、全て円満に進められたものだと、私どもは理解をしているわけです。

何故、今私がこのような発言を申し上げたかと言いますと、私は、この合併協議会の皆さんと一緒に新しい富山市ができれば本当に幸せだと、それが将来この地域の発展に繋がるのだという確信を強く持っておりますけれども、ただ、住民の皆さんというのは、わりあい「知っておられるようで、知っておられない」のです。法定協議会の権威と名誉にかけて、今ここに書いておられるようなことについては、全て皆さんで、八尾町も含めて協議をされて「これでいこう」ということになっているのだということだけは、八尾町の町民の皆さんに対してきちんと申し上げておかないと「そいがあったか」とか、或いは「法定協議会は、そんな会合だったんか」というようなことになり、ここにおいでになる委員の皆さん、そして参加組織をしております7市町村、八尾町も含めてですが、大変な誤解を与えることになるし、また各団体の名誉、権威をも傷つけることになると思うので、その辺りは委員の皆さんの大方の賛同をいただいて、そうでないということをこの機会にはっきりと、この法定協議会として申し上げておかなければならないのではないかという思いで発言させていただきました。

ただ、やはり私が願うのは、住民投票になりますと、八尾町民の皆さんが、「書いた、書かない」、「反対した、しない」ということになって、本当は「伝家の宝刀は抜かない方がいいな」と、外野席に居て思っておりましたのですが、ここまで来た以上は、是非皆さん、理解し合いながら意思表示をして、円満な八尾地域を、八尾の町を作っていただくように心から念じて、私の発言を終わらせていただきます。

森 議長

今日の会議は、先程申し上げましたような状況ではありますが、八尾町のお立場は何ら変わっているところはないわけですので、当初予定しておりましたとおり、先月ご提起申し上げました議案につきまして協議に入っていきたいと思っております。

そのことについてのご異議はないと受け止めましたので、そのように進めさせていただき、只今から予定しておりました議事に入らせていただきます。

まず冒頭に、会議録署名委員を指名させていただきます。会議録署名委員に、4号委員の村上太三さん、5号委員の大泉美登子さんを指名致します。よろしくお願い致します。

それでは、正式協議事項であります、議案第60号 協定項目2「合併の期日について」、議案第61号 協定項目9「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」、議案第63号 協定項目12「組織及び機構の取扱いについて」から議案第66号 協定項目21-4「市民生活関係事業の取扱いについて」の6案件につきましては、前回提起させていただき、今回正式協議事項とさせていただきます。

なお、議案第62号 協定項目10「地方税の取扱いについて」につきましては、前回の協議会でご説明申し上げましたように、合併期日の変更に伴い、地方税の不均一課税に対する特例措置が実質1年延長されますことから、調整方針を一部修正するため、今回議案とさせていただきます。

また、議案第59号 協定項目24「新市建設計画について」につきましては、前回の協議会におきまして、合併の期日を変更することに伴い、財政計画を修正する必要があるため、継続審議をお願いしていたものです。その点を含めて、改めて各議案につきまして、事務局から説明をお願い致します。

事務局

正式協議事項と致しまして8項目を説明させていただきます。

議案第60号 協定項目2「合併の期日について」、同じく第61号 協定項目9「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」の2項目につきましては、前回提起させていただいたものから変更点はございません。

続きまして、議案第62号 協定項目10「地方税の取扱いについて」につきまして、資料をご覧いただきたいと思っております。地方税のうち事業所税及び都市計画税の2税の取り扱いについて、別紙のとおりとさせていただきますということです。別紙をご覧願います。

まず、別紙の下段ですが、これは、第11回協議会でご承認いただきました調整方針です。合併特例法における地方税の不均一課税の特例では、合併が行われた日の属する年度とこれに続く5年間となっており、合併の年度を平成16年度と想定しておりましたことから、「平成21年度まで」という調整方針になっておりましたが、今回、合併期日の変更に伴い、平成17年度とこれに続きます5年間で「平成22年度まで」となりましたので、これを

新たな調整方針としてお願いするものです。

上段に書いてありますが、事業所税では「平成 22 年度までは、7 分の 1 ずつ段階的に課税をする」ことが新たな調整方針でございます。それと同じく、都市計画税ですが「婦中町の市街化区域については、平成 22 年度まで課税しない」ということです。

続きまして、議案第 63 号 協定項目 12「組織及び機構の取扱いについて」ですが、変更が 1 点ございます。「地方自治法に基づく総合支所として、一定の権限等を持ち」という部分で、ご提起申し上げました折には「等」が入っておりませんでした。今回「等」を入れさせていただきたいということです。これにつきましては、名称等検討委員会の資料の 2 頁には「等」が入っておりますことから、これと同じにしたいということです。これ以外の変更点はございません。

なお、この組織及び機構の取扱いに関連しまして、総合行政センターに関する事柄で、前回の協議会におきまして、細入村の圓山委員よりご発言ございました。

現在細入村におかれましては、住民の皆さんに収めていただく税や国保料、水道料等の収納事務、また住民の皆さんが受け取られます福祉医療費や児童手当等の支払いにつきましては、全て役場で行っておられますが、金融機関は、本年 4 月に農協の支店が無くなり、現在は郵便局だけになったとのことでした。なお、郵便局での公金の取り扱いでございますが、収納にかかる口座振替のみを扱っておられるということで、住民の皆さんが大変不便を感じておられるということでした。そこで、総合行政センターにおいて収納及び支払いに関します業務を、何らかの方法でできないだろうかというご発言の要旨だったかと思えます。

現在、各市町村での公金の収納方法には 2 通りございます。1 つには納入通知書などによる納付で、金融機関ですとか市役所、町村役場窓口での現金納付です。2 つには口座振替による納付で、金融機関や郵便局の口座からの自動引き落としという方法です。

新市におきましては、総合行政センター内の必要な所属に「金銭出納員」、いわゆる金銭を取扱うことができる職員を配置することで、収納事務は可能となるのではないかとということで、現在検討中でございます。

支払関係でございますが、現在市町村では、基本的には債権者が指定する金融機関への口座振替よりの支払いとなっております。ただし、支出の特例と致しまして、資金前渡、いわゆる資金の前渡しでの支払いが認められています。そこで、必要な経費を総合行政センター内の所属職員に対して資金前渡を行い、その職員が住民の方々に対して現金で支払うことが可能ではないだろうかということを考えております。

次に、議案第 64 号 協定項目 17「町・字名の取扱いについて」、同じく第 65 号 協定項目 22「地域審議会について」、同じく第 66 号 協定項目 21-4「市民生活関係事業の取扱いについて」につきましては、前回ご提起申し上げましたものと変更点はございません。次に、議案第 59 号 協定項目 24「新市建設計画について」ご説明申し上げます。

事務局

それでは、新市建設計画案の変更について説明させていただきます。本編とは別に参考資料としまして、「合併期日の変更に伴う財政支援措置の違いについて」があります。それに基づきまして説明させていただきます。

1 点は合併期日が変更になることによりまして、交付税の算定替の特例措置が変わってまいります。3 月 31 日の合併の場合ですと、合併算定替の期間は 10 年間でございまして、その後激変緩和の 5 年間があったわけですが、4 月 1 日の合併になりますと、算定替期間が 11 年間になります。平成 28 年度から 5 年間で激変緩和されるということです。合併算定替の 11 年間のうち 10 年間だけが、新市建設計画の財政計画に反映されておりますので、交付税の変更につきましては、財政シミュレーションだけに影響が出てきます。平成 27 年度から 32 年度にかけて、交付税の算定替の差額等が全体で 11 億円余り増えることになっております。

続いて 2 頁をお願い致します。地方税の変更点については、先程示されたとおりでございますが、もう 1 点、国庫支出金のうち合併市町村補助金について変更が出てくることが分かりました。市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費に対する補助金として見込んでいたもので、総務省自治行政局が定めております補助金要綱に掲げている補助金の 1 項目でございますが、その交付対象が、3 月 31 日までに合併する市町村合併に限定されています。現時点では、この補助金要綱が変更されておられませんので、4 月 1 日に合併する市町村は適用対象外ということになってきます。

この補助金は、3 カ年で 10 億 2,000 万円みていたわけですが、その計上していた金額を削減する必要が出てきております。その歳入は物件費に充てておりましたので、歳出の物件費も削減するということです。我々としては、この補助金につきましては、合併特例法が改正されたことに合わせて補助金要綱も当然に変更される

ものと思っていたところでございますが、国の予算の関係上、現時点では、まだ改正されていないということで。ちなみに、全国の都市で合併特例法の改正に合わせた補助金の期間延長を要望されておりまして、総務省においては、現在検討中であるということです。

その影響でございますが、3頁を見ていただきたいと思います。歳入の部でございますが、平成17年度から26年度の10年間で、地方税の影響が、都市計画税で1億円余り、事業所税で4億円余り、行政側にとっては歳入減になってくるわけでございます。住民にとってはその分負担の軽減になるかと思っております。

それから、国庫補助金の削減分が、3カ年で10億2,000万円となり、合わせて15億6,000万円余りが新市建設計画の財政計画に、影響してくることになってまいります。

平成27年度から32年度につきましては、交付税の影響等も11億円余り増になってまいりまして、前回までは15年間のシミュレーションをしておりましたが、1年影響が増えた関係で、16年間の財政シミュレーションをやらせていただいております。トータルしまして16年間で4億円余りの歳入減となっているところで。

4頁をお願い致します。歳出では、10年間の財政計画に影響する部分では、調整後の投資的経費におきまして、税収減の分で5億円余り落としております。補助金の減10億2,000万円につきましては、物件費で削減させていただきたいと思っております。全体として、16年間で歳入と同じように4億円余りの減になってまいります。

これらの影響を財政シミュレーションにそれぞれ反映させておりまして、変更点につきましては、アンダーラインが引いてあります。そういう形で全て変更させていただいておりますので、財政シミュレーション報告書の詳細については、説明を省かせていただきます。

本編の73頁、74頁の「第7章 財政計画」を変更させていただいておりますが、その変更を分かりやすいように、最後の頁に、変更前と変更後を対比して記載しております。歳入の国・県支出金についての説明欄のうち、変更前は「合併市町村補助金などの財政支援措置」と記載しておりましたが、合併市町村補助金が財政計画では計上できませんので、その文言を外させていただいております。

10年間の財政計画ですが、一般財源の欄では、10年間の合計の欄を見ていただきたいと思いますが、1兆417億円が1兆412億円ということで、5億円減らしてあります。地方税で減らしてあります。それから、国・県支出金では1,679億円を1,669億円ということで、10億円減らしてございます。トータルとして1兆5,988億円に16億円削減して計上してあります。

歳出でございますが、それらの影響を、投資的経費で変更前は3,306億円であったものが、変更後では3,300億円ということで6億円の減、それからその他で、これは物件費の影響分ですが、6,053億円ということで10億円減らしてあり、トータルで16億円削減しているところでございます。

森 議長

事務局から一部変更のありました議案の説明、また先月の協議会で圓山委員からご質問がございましたことに対する説明を一括してさせていただきました。質疑の通告はいただいておりますので、順番にご意見を伺いながらお諮りしてまいりたいと思います。

まず、議案第60号 協定項目2「合併の期日について」お諮り致します。ご意見はございませんでしょうか。無いようでございますので、原案のとおり承認させていただいてよろしいですか。(異議なし。)それでは、議案第60号 協定項目2「合併の期日について」は原案のとおり承認させていただきます。

次に、議案第61号 協定項目9「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」お諮り致します。ご意見はございませんでしょうか。無いようでございますので、承認させていただいてよろしいですか。(異議なし。)それでは議案第61号 協定項目9「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり承認させていただきます。

次に、議案第62号 協定項目10「地方税の取扱いについて」お諮り致します。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。無いようでございますので、原案のとおり承認させていただくことをご異議ございませんか。(異議なし。)それでは、議案第62号 協定項目10「地方税の取扱いについて」は、原案のとおり承認させていただきます。

次に、議案第63号 協定項目12「組織及び機構の取扱いについて」お諮り致します。ご意見はございませんでしょうか。圓山委員、先ほどの説明でよろしいですね。(はい。)無いようでございますので、原案のとおり承認させていただいてよろしいでしょうか。(異議なし。)それでは、議案第63号 協定項目12「組織及び機構の取扱いについて」は、原案のとおり承認させていただきます。

次に、議案第64号 協定項目17「町・字名の取扱いについて」お諮り致します。ご意見はございませんでし

ようか。無いようでございますので、原案のとおり承認させていただくことでご異議ございませんか。(異議なし。)
それでは、議案第64号 協定項目17「町・字名の取扱いについて」は、原案のとおり承認させていただきます。

次に、議案第65号 協定項目22「地域審議会について」お諮り致します。ご意見はございませんでしょうか。
無いようでございますので、原案のとおり承認させていただいてよろしいですか。(異議なし。)それでは、議案
第65号 協定項目22「地域審議会について」は、原案のとおり承認させていただきます。

次に、議案第66号 協定項目21-4「市民生活関係事業の取扱いについて」お諮り致します。ご質問、ご意見
等はありませんか。ご意見が無いようでございますので、原案のとおり承認させていただくということでご異
議ありませんか。(異議なし。)それでは、議案第66号 協定項目21-4「市民生活関係事業の取扱いについて」
は、原案のとおり承認させていただきます。

次に、継続案件であります議案第59号 協定項目24「新市建設計画について」お諮り致します。ご意見はご
ざいませんでしょうか。異議なしとのご発言でございますので、議案第59号につきましては、原案のとおり承認
させていただくということでご異議ございませんか。(異議なし。)それでは、議案第59号「新市建設計画につい
て」は、原案のとおり承認させていただきます。

以上で議案の審議については、終了致しました。その他として、事務局からお願い致します。

事務局

まず、皆様のお手元に「新市のサービスと負担について」という資料をお配りしております。全体のもの、住民向けのもの、企業向けのものと3部お手元にあるかと思いますが、これは、今日議決いただきましたものも含めて、全てのサービスのうち主なものを記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

それからもう1冊「事務事業の一元化の調整結果報告書」という資料をお配りしております。これは皆様に調整いただきました、全2,038項目の調整方針について記載したものでございますので、ご確認をいただき、またご利用いただければと思っております。

もう2点、ご理解とご了承をお願いしたいと思っております。まず、調印式でございます。本日もちまして、全協定項目の協議が終了致しましたので、この内容もちまして、協定書に調印するということとなります。そこで、この7市町村における富山地域合併協議会での合併調印式の開催を、皆様のお手元には文書では配布してございませんが、平成16年8月28日土曜日、午前10時から、富山国際会議場メインホールで予定しております。これにつきましては、決まり次第、正式に開催のご案内を致したいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

それから次に、この合併協議会についてでございます。富山地域合併協議会につきましては、本日もちまして、全協定項目の協議が終了したわけでございますけれども、合併調印後も、合併の日の直前まで存続させたいと思っております。それは一つには、今後合併に関しまして新たな事項が発生され得ること、或いはまた合併の準備段階において重要事項等が発生しました場合には、協議をお願いすることが想定されますことと、もう1点は、合併協議における調整方針の中で、合併時までには云々というもののうち、住民の方々に密接な関わりを持つと思われる事項については、この会議で皆さんにご報告していきたいと思っております。

従いまして、今までのように月1回という定期的な開催にはならないかとは思いますが、その都度ご案内を申し上げ、開催したいと思っておりますので、委員の皆様には、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

五本委員

先程は、町長さんのお話をお聞きして理解を深めたわけでありましたが、実は今日、午後零時30分から7市町村の今まで議論してまいりました幹事会の仲間で議論したわけでございますけれども、それにつきまして少し申し上げさせていただきます。

私ども、昨年3月から今日まで議論しているわけでありましたが、合併というものにつきまして、住民にもっとも身近な総合的な行政主体である市町村が、住民にはできる限り負担を求めない、また福祉についてはできる限り増進させていくということで、合併のスケールメリットを生かしていくことが重要であるという思いで議論してきたつもりであります。

そういう観点から考えまして、今、八尾町さんがお出しになりました資料を、私どもは勉強させていただきました。私どもの思いで勉強している段階で申し上げますと、どう判断させていただきましたとしても、その中には、これから単独町政という場合には、年間5億円、10億円の投資的経費を削減していく、法人税、或いは固定資産税のアップ、保育料の値上げ、使用料・手数料の10%の値上げ、更には現在行っておられます住宅取得補助の廃止、

コミュニティバスの廃止と沢山お書きになっておられるわけであります。私どもは、合併することによって負担は軽くサービスは高くということで今日まで議論してきたつもりでありますけれども、これをよく読ませていただきますと、そうではなく「そういうものをすべて切り捨てなければやっていけないんだよ」というような表現ではないかと受け止めるわけであります。

もしそうだとすれば、今、議会で勉強させていただいておりまして、私の意見が間違っておれば、ご訂正いただいで結構ですけれども、私から申せば、7市町村の中に、そういう誤った判断であると思われるものが伝わっていき、今日まで仲良く手を取り合ってきた7市町村の他の町村の中にも、そういう誤った認識で受け止められるとなると、非常に私どもは、合併というものを危惧するわけであります。

文書を見ておりますと、保育料の値上げ、或いは使用料・手数料の平均10%値上げ、更には住宅取得税の補助の廃止、コミュニティバスの廃止、或いはまた一部におきましては民間委託となるわけでありますから、値上げ、廃止というのを見ておりますと、サービスの低下と受け止められますし、そうなりますと、「こういうものを切り詰めていかねば、単独町政は、なかなか維持できないのかな」と思います。

合併することによって、これが全て解消されるわけでありますが、今この段階でこういう資料が出て、私どもの今日の議論では「デメリットの部分だけを町民の皆様の資料としているのではないか」という心配が多くあったわけであります。これからまだご議論されていくわけでありますので、合併についてのメリット・デメリットを的確に各町の住民の皆様にお伝えしていただいて、住民投票に進んでいかれるということ、私どもは、今日、議会人として議論させていただいて、そう強く思っているわけであります。まだまだ申し上げることは沢山あるわけでありまして、私どもの信念は、合併することによってお互いに努力をして、経費を節減して、スケールメリットを活かして、そして住民サービスは高く負担は低くということになっておりますが、もう1つは、このコミュニティバスにしろ、色々な施策にしましても新市に引き継ぐということで、今日まで議論をしてきておりますし、合意もいただいております。これまでの議論の中では、八尾町さんにもしっかりとご参加いただいたの決議でありますので、その辺りも尊重していただきまして、八尾町の素晴らしい議会の皆さんにもお願いするわけでありまして、住民の皆さんに分かりやすい説明をしていただいて、素晴らしい形で住民投票が行われて、そして7市町村が「良かったな」と言えるようにお進めいただきますように、これは要望でありますけれども、お願い申し上げます。

吉村八尾町長

今程、五本委員さんから、私どものどの資料をご覧になったのか分かりませんが、それについてお話があったわけでございますけれども、ちょっと誤解を招くような点が沢山あったと思っておりますので、その点については、どんな説明がしてあるのか、もう少し説明の内容をよく見ていただいて、説明していただきたいと思っております。

事例として挙げたことは事実でございますが、これを全てやるとも言っておりませんし、全てできないものもあるかもしれませんと申し上げているわけでございます。新市建設計画の中で財政シミュレーションをやらせまして、合併した場合、しない場合の想定があるわけでございますが、しない場合の想定では、当然マイナスになっているわけでございますけれども、それは人件費の削減なり投資的経費の削減でバランスをとるといった考え方でございます。

ただ、それ以上のことにつきましては、新市建設計画でも平成17年度以降の三位一体改革については、全く考慮されておりませんので、今後の歳入減等に対応して、どういうことが考えられるかということ、その中で検討したのでありまして、今程おっしゃった事例について、丸々皆さんが鵜呑みにされますと大変なことになります。私どもは、町民にはそのような説明の仕方はしておりませんので、その辺りは誤解を招くといけませんので、敢えて一言申し添えさせていただきたいと思っております。

五本委員

色々ご説明賜りましたが、そうなりますと私が間違ったことを言ったこととなりますので、ご訂正申し上げておきますけれども、「八尾町 吉村町長」の公印を押した資料に基づいて、的確に申し上げております。だから、ああしろ、こうしろとは申し上げておりません。そのようにご努力いただきたいと、今程申し上げたわけでありまして。ただ、私が1、2取り上げたものを全部、この文書を精査して分けると、財政シミュレーションというものが1つ、もう1つは富山地域の合併の是非という具合に分けられます。分けて私どもも資料を作ってみたのですが、これは私達の勉強ですから、私の言っていることが100%正しいとは申し上げませんが、これに基づいた判断で、私どもが見た限りでは、どう見てもデメリット部分が強いのではないかと受けとれますので、

公平に地域の皆さんにご判断いただけるような資料を提示していただいて、そして素晴らしい住民投票をお願いしますので、それはご理解いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

北山委員

今程のご意見に少しお話をしたいと思います。八尾町は住民投票に踏み切るまでに至っておりますが、私もこの協議会に対して多少不満を持っている1人です。と言いますのは、八尾町が昭和の合併をする時に、大長谷村という村と八尾町が合併する時に、あんな小さな合併ですら、45回の会合を持って、やっと成立しております。これは八尾町の町史に載っておりますから、どなたでも読んでみてください。そのくらい合併というのは難しい。

それなのに、42万都市をつくるという、15回や16回の協議会で結論を簡単に出そうということ自体が、どうもおかしいのではないかと、私は思っております。しかしながら、今まで積み上げてきたことですから、水を差す気持ちは到底ございませんけれども、今、八尾町の中はそういったことで、一体、合併はした方がいいのか悪いのか、さっぱり町民の皆さんは詳しいことが分からない。この間の資料を見てやっと、こんなことかなと思って、皆さんは考えているわけです。

だから、八尾のことは八尾がしっかりとやりますので、私は、八尾町が他の市町村のことにとかく言う必要がないと、そしてまた、他の市町村からもとかく言って欲しくない。八尾のことは八尾でしっかりと決めるのが建前でありますから、どうぞ、住民投票を踏まえてどんな結果が出てくるのか、今しばらく長い目で見ていただきたい。こう思っておりますから、よろしくお願い致します。

森 議長

北山委員に申し上げますが、進行にご不満があれば、その都度「異議がある」と、ご発言いただければよかったですと思います。なんら異議にお触れにならずに、今日までの法定協議会の運営進行についてご不満を表明されるということでは、私の立場では甚だ不本意でございます。

ご異議があれば、ご異議がある旨その都度ご発言してこれれば良かったわけでありまして、少なくとも八尾町民の代表として、この委員会に委員としてご出席されております。その間、しばしばご発言も確かにございましたが、全ての決議については、一度も異議を述べておられませんので、只今の発言は甚だ不本意でございますので、できれば取消していただきたい。

北山委員

今の協議会に対して水を差すようなことは思っていないと申し上げておりますから、ただ私は、個人的に申し上げただけでございますので、よろしくお願い致します。

森 議長

子供みたいな議論だ。

五本委員

市長がおっしゃいましたから、私は言いませんけれども、協議会はそういう回数でございますけれども、幹事会は47回、それから専門部会が120回、分科会が350回。これだけの会議が開かれて、そこで専門の首長さん、或いは助役さん、収入役さん、それぞれ担当の部・課長さんをご審議されているわけでございますから、私どもの協議会の回数は16回としても、私どもはこれを信頼して行っております。この回数を信頼していきたいと思えます。今、市長がおっしゃいましたから、これ以上申し上げません。

山田委員

今、森会長がおっしゃられたこと、五本委員のおっしゃるとおりであります。特に北山委員には、あなたは八尾町の代表というよりも、学識経験者としてこの会に席を持っておられるわけでありまして、そのような発言はいかかかと、たとえ個人の発言であっても、私どもは非常に遺憾に思います。

それと、私も先程発言申し上げましたが、この7市町村の合併を成功させるためにはどうすればいいかということ、常々みんなで考えております。不協和音があるのは、人間の社会ですから、ましてや団体間であるのは当然であります。

しかし、この法定協議会で話し合ってきたことが、先程来問題になっておりますが、私も指摘しておりますとおり、この町長さんの文書の中で幾つかありますけれども、特に発言の中の色々な問題については、新市建設計画の中にきちんと盛られているということだけは申し上げておかねばいけない。これは、この法定協議会の権威と名誉のために申し上げておかねばいかんということを言っているわけで、八尾のことは八尾の皆さんがお決めになることは当然のことでありまして、私どもが、どれだけ八尾に血縁関係がありましてそんなことはできません。

ですから、その辺りは八尾の皆さんの良識を期待致しておりますが、そのことを申し上げているのだということ、是非ご理解いただきたいと思ひますし、この機会に、八尾の町民の皆様にも、是非そのことを理解していただきたいということでもあります。同じような意見を何回も言ひまして大変恐縮でありました。失礼の談は、是非お許し賜りたいと思ひます。

森 議長

この際でございますので、ご発言があればお受けしたいと思います。

無いようでございますので、本日の会議を終わらせていただきます。来月 28 日には、いよいよ合併調印という日程でございます。しかしながら、その間に八尾町におかれては、住民の皆さんによる最終的なご判断も予定されておりますので、是非、皆様には、将来を踏まえた、そして、しっかりとした情報に基づいてご判断いただけるように、私からもご期待を申し上げて、今日の会議を閉じさせていただきたいと思ひます。誠に苦勞様でございました。

事務長

以上を持ちまして、第 16 回富山地域合併協議会を閉会させていただきます。どうも有難うございました。

第 1 6 回 富 山 地 域 合 併 協 議 会

会 議 録 署 名

会 長 森 雅 志

署名委員 村 上 太 三

署名委員 大 泉 美 登 子